

シンポジウム及びレクチャーの開催に関する申合せ

平成 27 (2015)年 2月 4日 所長裁定
令和 4 (2022)年 4月 4日 最終改正

(趣旨)

1. 本申合せは、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の公式行事として、通常のセンター内行事以外に研究集会等を必要に応じて開催しようとする際に必要な事項を申合せのものとする。

(定義)

2. 本申合せに使用する用語の意義は、次の各号に規定するとおりとする。
 - 1) 主宰者とは、シンポジウム及びレクチャーを開催しようとするセンターの専任教員をいう。
 - 2) 所内関係者とは、センターに身分を有する者及び総合研究大学院大学学生等をいう。
 - 3) シンポジウムとは、主宰者が、共同研究の枠組みとは別に、主として国際研究交流を推進する目的で開催する研究集会をいう。
 - 4) レクチャーとは、主宰者が、共同研究の枠組みとは別に、主として国際研究交流を推進する目的で、所内関係者以外の者に依頼して開催する講演会をいう。
 - 5) 発表者とは、シンポジウムで発表する者をいう。
 - 6) コメンテーター等とは、司会者、セッションの座長、シンポジウムにおける発表又はレクチャーにおける講演に対してコメントすること、又はシンポジウムにおける総合討論に参加することを主宰者から求められた者等で、その役割がプログラム上に明記された者をいう。
 - 7) 講演者とは、レクチャーで講演する者をいう。
 - 8) オブザーバーとは、発表者、コメンテーター等及び講演者以外の者をいう。

(シンポジウム及びレクチャーの要件)

3. シンポジウム及びレクチャーは、次の各号に規定する要件を満たさなければならない。
 - 1) 主宰者は、シンポジウム及びレクチャーのプログラム等の作成について、実質的な権限を有する者とする。
 - 2) シンポジウム及びレクチャーは、原則として、所内開催とする。

(経費の申請)

4. 主宰者は、所内開催のシンポジウム及びレクチャーに要する経費として、次の各号に規定する経費を申請できる。
 - 1) 発表者に対する経費として、旅費及び謝金。
 - 2) 講演者に対する経費として、日本における専任の所属機関からの旅費及び謝金。
但し、日本における専任の所属機関を持たない者に対しては、日本における住所又は居

所からの旅費及び謝金。

- 3) コメンテーター等に対する経費として、日本における専任の所属機関からの旅費及び謝金。

但し、日本における専任の所属機関を持たない者に対しては、日本における住所又は居所からの旅費及び謝金。

- 4) 本項第1号及び第3号の規定にかかわらず、客員を除く所内関係者及びオブザーバーに対しては、旅費及び講演謝金を申請できない。ただし、運営・事務補助にかかる労務謝金については、この限りではない。

(開催手続き)

5. シンポジウム及びレクチャーの開催手続きは、次の各号に規定するとおりとする。

- 1) 主宰者は、別紙様式による「シンポジウム開催願」又は「レクチャー開催願」を、原則として、当該シンポジウム又はレクチャー開催の日の30日以前に所長に提出する。主宰者は、第3項第2号又は第3号の要件を満たさないシンポジウム若しくは第4項に規定する申請額が25万円を超えるシンポジウム又はレクチャーの審議にあたっては、研究協力委員会への出席を要するものとする。
- 2) シンポジウム又はレクチャーの開催が研究協力委員会にて承認されたとき、研究協力委員長は、当該シンポジウム又はレクチャーの広報資料を速やかにセンター会議に報告する。本項の手続きを経たとき、主宰者は当該シンポジウム又はレクチャーの広報をはじめることができる。なお、主宰者が希望すれば、シンポジウム及びレクチャーの開催案内を日文研ウェブサイトに掲載する。
- 3) 主宰者は、海外からの招へい者のいるシンポジウムについては、研究協力課長を委員に含めた実行委員会を組織のうえ、開催にあたるものとする。
但し、研究協力委員長は、第4項に規定する経費の申請額が25万円を超えない場合は、本号の実行委員会の省略を承認できるものとする。
- 4) 主宰者は、シンポジウム又はレクチャーの開催後、速やかにセンター会議に開催報告をするものとする。

(運営)

6. 主宰者及びその協力者並びに事務担当者の業務分担は、次の各号に規定するとおりとする。
 - 1) 主宰者及びその協力者は、原則として、広報、講演者の宿舍の手配、配付資料等の準備、当日の受付等の、運営に関して必要な事務を行う。
 - 2) 事務担当者は、原則として、第4項に規定する事務及び旅費の支給に関する事務手続等の、職務上必要な事務手続きのみを行う。
 - 3) シンポジウム及びレクチャーの事務は、国際研究推進部研究協力課が行うものとする。

(雑則)

7. 本申合せに規定していない事項については、主宰者の参加を得て研究協力委員会において審議する。

附 則

この申合せは、平成27年2月4日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年12月8日から実施する。

附 則

この申合せは、平成30年2月8日から実施する。

附 則

この申合せは、令和元（2019）年10月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和元（2019）年11月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4（2022）年4月4日から実施し、4月1日から適用する。